



2019MSC あきたスーパースラローム 桃豚 CUP

第1条 競技会の定義および組織

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)のF I A国際モータースポーツ競技規則および、その付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則および、その付則に従い準国内格式として開催される。

第2条 競技会の名称

2019年JAF 東北ジムカーナ選手権 第7戦
2019年JMRC 全国オールスター選抜 第7戦
2019 秋田県ジムカーナシリーズ 第4戦

2019 MSC あきたスーパースラローム 桃豚 CUP

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF 公認：準国内格式競技(2019-6109)

第5条 開催日

2019年9月22日(日)

第6条 競技会開催場所

新協和カートランド(公認No.2019-I-0501)
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川嗽沢 1-2
TEL 018-893-5066

第7条 オーガナイザー

JAF 公認加盟クラブ
モータースポーツクラブあきた(AKITA)
(代表：立川 敬士)
〒010-1422 秋田県秋田市仁井田目長田 2-3-27
TEL 018-839-0834

第8条 大会役員

審査委員長 小野 守平(奥州 VICIC)
審査委員 加藤 正美(AKITA)

第9条 組織委員会

組織委員長 保坂 重己(AKITA)
組織委員 立川 敬士(AKITA)

第10条 競技会主要役員

競技長 立川 敬士(AKITA)
副競技長 菅原 智志(AKITA)
コース委員長 菅原 智志(AKITA)
計時委員長 保坂 重己(AKITA)
技術委員長 佐々木 洋(AKITA)
救急委員長 加藤 正道(AKITA)
事務局長 加藤 正道(AKITA)

第11条 参加申込・参加料(費用)・期間

◆参加申込先

〒010-0877 秋田市千秋矢留町 6-30-601
立川 敬士
TEL 090-3368-4860 FAX 018-838-4726
HP <http://msc-akita.com>
E-mail entry@msc-akita.com

◆振込先

北都銀行 桜支店 普 1023788
モータースポーツクラブあきた 会計 熊谷 修

◆参加受付期間

2019年9月2日(月)～9月16日(月) 必着

◆参加費用(現金書留・銀行振込)

JAF 選手権クラス ¥14,000-
(JMRC 会員以外 ¥15,000)
秋田県シリーズ ¥8,000-
ビギナークラス ¥6,000-
(学割→ ¥5,000 女子は¥3,000)

※当競技会は昼食付となります。

第12条 競技会のタイムスケジュール

ゲートオープン 6:30
参加受付 7:00～7:50
公式車検 7:20～8:00
慣熟歩行 7:30～8:20
開会式・ブリーフィング 8:30～
第1ヒートスタート 9:00～
(秋田県シリーズ練習走行から)
慣熟歩行 第1ヒート終了後
第2ヒートスタート 慣熟歩行終了後
表彰式 正式結果発表後

第13条 その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場所はコントロールタワー周辺
- 2) ドライバーズブリーフィングはコントロールタワー周辺にて行う
- 3) ドライバーの服装はスピード競技開催規定に従うこと

第14条 競技の参加制限・クラス成立台数

最大参加台数は原則として制限しないが、クラス成立は3台以上とする。(秋田県シリーズはクラス成立制限なし)

第15条 参加資格

2019年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定
第13条に従う。

第16条 車両変更

2019年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定
第25条に従う。

第17条 信号台図

2019年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定
第29条に従う。

第18条 参加車両・JAF 東北ジムカーナ選手権クラス区分

2019年JAF 国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ、
2019年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定
第11条及び第12条に従い尚且つ下記クラス区分とする。

★PN1 クラス

気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動(F F・F R)のPN車両 ※1

★PN2 クラス

気筒容積 1600CC を超える2輪駆動(F F・F R)のPN車両 ※2

★PN3 クラス

気筒容積 1600CC を超え 2000cc 以下の後輪駆動(F R)のPN車両
でFIA/JAF 公認発行年または

JAF 登録が 2012 年 1 月 1 日以降の車両 ※2

★PN4 クラス

PN1 クラス・PN2 クラス・PN3 クラスに該当しないPN車両 ※2

★NSA-2WD クラス

2 輪駆動の N 車両、SA 車両 ※3

★SA-2WD クラス

排気量制限なしの 2 輪駆動の SA・SAX 車両

★SA-4WD クラス

排気量制限なしの 4 輪駆動の SA・SAX 車両

★SCD クラス

S C 車両 D 車両

★AE クラス

AE 車両※3

※1 の記号のあるクラスは、

[2019 年度全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則](#)

第 2 章 第 2 条 2) を適用する

※2 の記号のあるクラスは、

[2019 年度全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則](#)

第 2 章 第 2 条 2) を適用する

※3 の記号のあるクラスは、以下のタイヤ規制を適用する。

(1)2018 年 12 月 31 日時点で、1 銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が 30 サイズ以上のラインナップを有する事

(2)上記(1)を満たしたタイヤで、かつタイヤ接地面にタイヤを 1 周する連続した複数の縦溝を有してる事

(3)縦溝はトレッドウェアインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されてる事

2019 年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第 31 条に従う。

第 21 条 参加受理

参加の受理 受理書の発送は致しません。当クラブ HP または JMRC 東北の HP 上で確認願います。

また不受理もしくは不成立の場合は電話にてその旨通知する。

第 22 条 一般安全規定

2019 年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第 32 条に従う。パドック内において行う行動・作業等は十分安全に留意し、事故の責任で行うこと。

第 23 条 リタイヤ

リタイヤ後の車両の処置については競技役員の指示を仰ぐこと。

第 24 条 計測

スピード行事開催規定第 14 条に従う。光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2 個以上のストップウォッチを使用する。

第 25 条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1) 競技役員の重要な支持に従わなかった場合
- 2) 不正行為を行った場合
- 3) 車両保管中、申告無しに競技車両を持ち出したり修理した場合。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
株ブリヂストン	POTE NZA	520S・540S・55S・11S・11A.2.0/4.0・05D・06D・07D・12D
住友ゴム工業株	DIREZ ZA	93J・98J・01J・02G・03G・Z2-β/α・β02・β03・β04・94RW01・94RS11
横浜ゴム株	ADVAN	021・032・038・039・048・050・A-08B
東洋ゴム工業株	PROXES	FM9R・08R・881・888・888R
製造者問わず		ラリータイヤ/海外タイヤ製造者製 通称Sタイプ、縦溝のみのタイヤ等

第 19 条 順位の決定

2019 年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第 31 条に従う。

第 20 条 競技会の成立、延期、中止、短縮

第26条 賞典

■JAF東北ジムカーナ選手権クラス

- 3台・・・・・・・・・・1位のみ表彰・副賞
- 4～5台・・・・・・・・・・2位まで表彰・副賞
- 6～7台・・・・・・・・・・3位まで表彰・副賞
- 8～9台・・・・・・・・・・4位まで表彰・副賞
- 10～11台以上・・5位まで表彰・副賞
- 12台以上・・・・・・・・6位まで表彰・副賞

※JAFメダルは3位まで

■秋田県シリーズクラス

- 3台・・・・・・・・・・1位のみ楯または副賞
- 4～5台・・・・・・・・・・2位まで楯または副賞
- 6～7台・・・・・・・・・・3位まで楯または副賞
- 8～9台・・・・・・・・・・4位まで楯または副賞
- 10～11台以上・・5位まで楯または副賞
- 12台以上・・・・・・・・6位まで楯または副賞

第27条 遵守事項

2019年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

- 1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗ってマナーを保たねばならない。
- 2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。(JMRC共済会可)
- 5) 競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第28条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。